

各課からのお知らせ

栃木市制 施行5周年記念式典

本市は平成22年の新市発足から5周年の節目を迎えます。

これを市民の皆様とともに祝い、より一層の市勢の発展に向けた契機とするため、「栃木市制施行5周年記念式典」を開催します。

式典会場にはどなたでも入場できますが、多くの方に来場いただいた場合、客席数の関係上、入場を制限させていただきます。

◆日時 11月13日(金) 13時開場 13時30分開式 ◆会場 栃木文化会館(旭町)

◆問合せ 秘書広報課 ☎(21)2311

平成28年版県民手帳発売

平成28年版県民手帳が11月上旬より、市内セブンイレブン・ローソン及び一部書店にて販売されます。

◆問合せ 総合政策課 ☎(21)2306

国勢調査2015

国勢調査へのご回答はお済みですか? 国勢調査票の提出

国勢調査は、平成27年10月1日現在日本に住んでいるすべての人および世帯が対象です。

まだ調査票を提出していない方は、至急提出をお願いします。

◆問合せ 総合政策課 ☎(21)2306



国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ 国民年金保険料の追納のお勧め

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間

がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。

◆問合せ 秘書広報課 ☎(21)2311

優先します。

「法定免除・申請免除期間」が「若年者納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

「若年者納付猶予・学生納付特例期間」の中では、先に経過した月分から納めることとなります。

◆問合せ 栃木年金事務所 ☎(22)6074

11月30日は「年金の日」

厚生労働省では「国民お一人一人、ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日として、11(い)月30(みらい)日を「年金の日」としました。

◆問合せ 秘書広報課 ☎(21)2311

11月11日は「介護の日」

厚生労働省は、介護について理解と認識を深めるため、平成20年度から11月11日を「介護の日」と定めました。

◆問合せ 高齢福祉課 ☎(21)2252

11月は「子ども・児童虐待防止推進月間」

児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、心身の成長や人格の形成に悪影響を及ぼすものです。

◆問合せ 秘書広報課 ☎(21)2226

11月は「子ども・児童虐待防止推進月間」

児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、心身の成長や人格の形成に悪影響を及ぼすものです。

◆問合せ 秘書広報課 ☎(21)2226

11月は「子ども・児童虐待防止推進月間」

児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、心身の成長や人格の形成に悪影響を及ぼすものです。

◆問合せ 秘書広報課 ☎(21)2226

○相談(通告)は、虐待者の処罰のためではなく、問題を

抱えている家庭を支援し、子どもを守るためのものです。

相談(通告)者の秘密は守られます。

○子育てで悩みがございましたら、相談ください。

◆日時 11月27日(金) 14時~15時30分

◆場所 栃木保健福祉センター(今泉町2丁目)

◆費用 無料 ◆相談・通告先、問合せ 本子ども課 ☎(21)2226

11月は「子ども・児童虐待防止推進月間」

児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、心身の成長や人格の形成に悪影響を及ぼすものです。

◆問合せ 秘書広報課 ☎(21)2226

11月は「子ども・児童虐待防止推進月間」

児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、心身の成長や人格の形成に悪影響を及ぼすものです。

◆問合せ 秘書広報課 ☎(21)2226

11月は「子ども・児童虐待防止推進月間」

児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、心身の成長や人格の形成に悪影響を及ぼすものです。

◆問合せ 秘書広報課 ☎(21)2226

この時期にもう一度、青少年の健全育成について考

え、具体的な活動を実施しましょう。

1. 毎月第3日曜日「家庭の日」を推進しましょう

家庭は、青少年が、基本的な生活習慣や社会における規範意識の基礎を身につけるなど、人間形成に大きな役割を担う場所です。

◆日時 11月16日(月)~22日(日)

◆相談先 毎週月~金曜日9時~17時

◆相談先 青少年育成センター(市役所本庁舎内) ☎(23)6566

平成27年度学童保育 冬休み利用申込受付

保護者の就労等により家庭での保護指導を受けられない児童を対象に、冬休み期間中のみの学童保育利用申し込みの受付をします。

◆対象 栃木中央小、栃三小、栃四小、栃五小、南小、大宮北小、吹上小、皆川城東小、千塚小、大平、藤岡、都賀、岩舟地域内各小学校通学区区域内学童保育

◆定員 定員に達した場合、他学区の学童保育への案内となります。

◆申込 11月16日~27日 ◆申込場所 本子ども課

◆問合せ 秘書広報課 ☎(21)2226

※平成28年度学童保育利用申込受付については、広報とちぎ10月号もしくは市ホー

模範児童生徒を表彰します

参加し、より良い社会づくりに貢献している子どもたちを応援するため、模範児童生徒を表彰します。

困った時には青少年育成センターへ

心のこと・身体のこと・家族のこと・誰にも言えなかった「心配なこと・困っていること」など、ひとりで悩まず相談してください。

◆相談先 毎週月~金曜日9時~17時

◆相談先 青少年育成センター(市役所本庁舎内) ☎(23)6566

◆問合せ 秘書広報課 ☎(21)2226

平成27年度学童保育 冬休み利用申込受付

保護者の就労等により家庭での保護指導を受けられない児童を対象に、冬休み期間中のみの学童保育利用申し込みの受付をします。

◆対象 栃木中央小、栃三小、栃四小、栃五小、南小、大宮北小、吹上小、皆川城東小、千塚小、大平、藤岡、都賀、岩舟地域内各小学校通学区区域内学童保育

◆定員 定員に達した場合、他学区の学童保育への案内となります。

◆申込 11月16日~27日 ◆申込場所 本子ども課

◆問合せ 秘書広報課 ☎(21)2226

※平成28年度学童保育利用申込受付については、広報とちぎ10月号もしくは市ホー

模範児童生徒を表彰します

ムページをご覧ください。

◆問合せ 本子ども課 ☎(21)2223

◆問合せ 秘書広報課 ☎(21)2226

◆問合せ 秘書広報課 ☎(21)2226

◆問合せ 秘書広報課 ☎(21)2226

◆問合せ 秘書広報課 ☎(21)2226

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

受付期間 平成28年1月29日(金)まで

◆問合せ 秘書広報課 ☎(21)2226

◆問合せ 秘書広報課 ☎(21)2226

◆問合せ 秘書広報課 ☎(21)2226

◆問合せ 秘書広報課 ☎(21)2226

◆問合せ 秘書広報課 ☎(21)2226

◆問合せ 秘書広報課 ☎(21)2226